

# 平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務 業務仕様書

## 1 業務名

平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務

## 2 業務履行期間

契約締結日から平成28年(2016年)3月31日(木)まで

## 3 背景

我が国の年間自殺者数は、平成10年に急増し3万人を超え、札幌市においても同年に400人を超え、平成20年には477人と最多となった。平成24年から減少傾向にあるものの、依然として平成9年以前よりも高い水準で推移している。

札幌市ではこのような状況を鑑み、国の施策と呼応する形で、平成21年度に「札幌市自殺総合対策行動計画」、平成25年度に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」を策定し、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に、自殺対策に取り組んでいる。

## 4 業務の目的

本業務では、毎年3月の自殺対策強化月間に合わせて開催する講演会により、若年層(40歳未満)を含む幅広い層の市民に対して、自殺の現状や自殺予防に関する知識や対応の仕方を伝え、本市の自殺対策の取組への理解と自殺予防に対する関心を深めることを目的とする。

また、本講演会の参加者に対し、いのちの大切さや生きることの意義、つながりの大切さ等について考え、自己や周囲の人への肯定的な思いを高め、希望を持って生きてゆく糧を得られるような機会を提供することによって、自殺予防に寄与することもねらいとする。

## 5 業務内容

本業務の受託者は、下記項目に係る制作等も含めた業務全般を行い、業務に伴う連絡調整及び費用の支払い等を担うものとする。

### (1) 「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」

従来参加の少なかった若年層の集客を図るため、「いのちの大切さ」や「生きることの意義」、「人と人のつながりの温かさ」等をテーマにした講話を主に、講話後に同様のテーマを含む音楽演奏を併せて実施する。

#### ア 構成

- (ア) 行政説明 15分程度（精神保健福祉センター職員による自殺対策説明）
- (イ) 講話 60～90分
- (ウ) 音楽演奏 20～40分

#### イ 規模

- 定員300名程度

## ウ 内容

- 講話講師、音楽演奏者（講話講師と同一でも可）、司会者等及び会場の手配
- 講演料・会場使用料等の支払い
- 会場設営及び配布資料の準備（当日プログラム、参加者アンケートの作成含む）
- 運営に関するマニュアル（悪天候時対応含む）及び司会の原稿作成
- 当日の運営
  - 会場設営
  - 進行管理（音響、照明等含む）
  - 受付及び会場案内等の来場者対応
  - 参加者アンケートの回収
  - 写真撮影等による記録
- 参加者アンケートの集計

### (2) 上記(1)の実施に係る広報

チラシ・ポスターの作成／配布・掲出、その他の広告媒体の活用等により、若年層を含めた幅広い年代層に対して効果的な集客を図り、なおかつ本市の自殺総合対策事業におけるメッセージを多くの市民に伝えること。

### (3) 業務報告書の作成

業務の実施内容等について取りまとめ、講演会及び広報の効果等を評価・検証した上で、報告書（A 4判2部及び電子媒体1部）を作成する。

## 6 参考資料

### (1) 第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knowns/taisaku.html>

### (2) 内閣府 自殺対策のページ

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html>

## 7 留意点

### (1) チラシ等の作成に関しては以下のイラスト等をできるだけ活用すること。使用の際には、精神保健福祉センターに事前に使用の確認を行い、データの提供を受け、原形、原文のまま使用すること（別紙1 参照）。

#### ア 必ず使用するもの

##### (ア) イラスト

- 札幌市いのちの大使CHUPUKA（基本形）

##### (イ) 札幌市自殺総合対策のキャッチフレーズ

- 「わたしは、ほっとけない。」

##### (ウ) デザインパーツ

- いのちを支え合う街へ。札幌市（チラシ等の下辺にフッターとして使用すること）

## イ 活用が望ましいもの

### (ア) イラスト

- ・CHUPUKAのゲートキーパー4ポーズ「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」(使用の際は、4ポーズすべてを同一のチラシ等に掲載すること)

### (イ) 札幌市自殺総合対策のキャッチフレーズ

- ・ひょっとしていのちの問題かもしれません。

## ウ 使用可能なもの

### デザインパーツ

- ・ 虹
- ・ 電車
- ・ 街

- (2) 講演会の広報を行う際には、開催日程に近い他の自殺対策関連事業を、同一のチラシ・ポスターに掲載するなど、併せて効果的な周知を行うこと。
- (3) 講演会については、企画及び講師の選定、開催場所の確保、広報、当日の運営、アンケート作成・集計、評価など一切の業務を含むものとする。
- (4) 業務実施の際には「自殺」という表記は極力使わず、「自らのちを絶つ」「いのちの問題」等のように、自死遺族の心情に配慮した表現を心がけること。「自殺予防」「自殺防止」についても、「自殺対策」「自殺を減らす」「いのちを守る」等の表記を心がけること(企画提案説明書 別添2「表現等への配慮について」参照)

## 8 その他

- (1) 業務に係る著作権については、契約書記載のとおりとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、札幌市と連携し作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者の双方が協議して、これを処理すること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう充分留意すること。
- (4) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、札幌市が提供する資料等を、第三者に提供すること、及び目的以外に使用することを禁止する。
- (5) 業務の履行にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

## 9 問い合わせ先

札幌市精神保健福祉センター

札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4階

電話(011)622-5190(事務専用) 担当:相談支援係 細江

※本業務の内容で不明な点がある場合には、上記担当まで問い合わせること。